HAYABUSA ASUKA LAW OFFICES NEWS LETTER Vol.17

隼あすか法律事務所ニュースレター第 17 号　July, 2017

CONTENTS

- P．1…宇宙活動法
- P．4…任意組合と匿名組合の税務上の取扱いの相違
- P．6…個人情報保護法／改正のポイント及び問題点
- P．9…民法改正／改正のポイント、時効管理
- P.12…マンスリーセミナー活動報告
  - ・シ・ローン契約の具体的なアップデート
  - ・マイナス金利とシ・ローン契約
  - ・相続・事業承継（相続編）
  - ・近時の残業規制の動きと“残業管理”の時代に向けての法的対応

宇宙活動法

弁護士　加藤 裕之

第1　宇宙活動法の概要について

宇宙は富と安全保障の財源であるという世界的な共通認識を背景に、日本では平成20年に宇宙基本法が制定され、安全保障目的での宇宙利用を認める方針の大転換をしたことを機に、安全保障上の観点のみならず、宇宙ビジネスへの民間参画を促す市場環境の整備を狙いとした法制度の整備が義務付けられました（宇宙基本法35条）。

近年では、経団連が、2030年度までに宇宙ビジネスの市場規模を20兆円程度に拡大すべき

である旨を提言している機運もあり[1]、宇宙ビジネスは今後の展開が注目されます。

以上のような背景もあり、平成28年11月9日には、宇宙基本法の基本理念に則って、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（以下、「宇宙活動法」といいます。）及び衛星リモートセンシング法が成立しました。

今回は、このうち宇宙活動法の要点をご紹介致します。

宇宙活動法は、主として民間事業者の宇宙ビジネスへの参画を規律しますが、その特徴として、①人工衛星やその打上げ用ロケット（以下「人工衛星等」といいます。）の打上げ又は管理に内閣総理大臣の許可を要すること、②人工衛星等の打上げに伴う事故によって損害が発生した場合の損害賠償請求が制度的に担保されていること、③人工衛星等の打上げに伴って発生し得る損害賠償債務を打上げ事業者に集中させたことが挙げられます。

以下では、これらの特徴的な3点について、その要点を概観していきたいと思います。

第2　許可制度の概要について

日本が批准している宇宙条約（正式名称：月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を規律する原則に関する条約）第6条や7条において、企業の活動についても国が国際責任を負担し、許可や継続的監督を要するとの規定があることや、宇宙損害責任条約（正式名称：宇宙物体により引き起こされる損害についての国際責任に関する条約）第2条において、人工衛星等の落下によって諸外国が被った損害について国が無過失責任を負うこと等から、宇宙ビジネスへの民間参画にはある程度厳格な歯止めが要求されます。

そのため、宇宙活動法では、厳格な安全性審査基準に基づく許可制を採用しています。

具体的には、日本国内に所在する人工衛星等の打上げ施設又は日本国籍を有する船舶、航空機に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打ち上げを行おうとする者は、打上げの都度、所定の申請書類を提出して内閣総理大臣の許可を得る必要があります（宇宙活動法第4条1項、同2項）。

許可審査においては、法に定められた所定の基準を満たすことが必要であり（同法6条各号）、例えば、ロケットの飛行能力、点火装置等につき外部要因による発火の防止機能、ロケットの飛行安全管制のためのコマンドの送受信機能、及び緊急時の飛行中断機能等、ロケットやその打上げ施設等につき安全性が確保されているか（同法6条1号乃至3号）、また打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の利用目的や方法が宇宙基本法や諸条約に適合し、公共の安全性が確保されているかといった観点から審査が行われます（同法6条4号）。

なお、許可申請処理の迅速化を図る観点から、許可申請に先立つ打上げ用ロケットの設計についての型式認定（同法13条以下）や打上げ施設の適合認定（同法16条以下）の制度が設けられており、型式認定書や打上げ施設認定書の交付を通じて取得できる認定番号を以って、宇宙

[1] 一般社団法人日本経済団体連合『宇宙産業ビジョンの策定に向けた提言』（2016.11.15）
http://www.keidanren.or.jp/policy/2016/105.html

活動法6条1号や2号に定める基準適合審査に代えることが可能となります。

また人工衛星の管理についても、同様の許可制度が採用されています（同法20条等）。

第3 損害賠償担保措置義務の概要について

許可基準の上で安全であるとはいえ、万が一にもロケットの落下事故等によって甚大な被害が生じると、その損害額が巨額なものに及ぶことは容易に想定され、損害賠償請求権を通じた被害回復をどのように担保するのか、という議論を避けて通ることはできません。

そこで、宇宙活動法では、打上げ事業者に無過失の損害賠償責任を負わせるという民法の特則を定め（宇宙活動法35条。上述の宇宙損害責任条約第2条との均衡も図られています。）、ロケット落下等損害賠償責任保険契約を利用した損害賠償担保措置を義務付けた上で（同法9条）、被害者に上記保険の保険金から優先的に弁済を受ける権利を認めることで（同法39条1項）、万が一発生する損害に備えた資力確保の制度的担保がなされています。

更に、上記保険でも補填できない多額の損害が発生した場合には、政府が一定額を負担するロケット落下等損害賠償補償契約という制度も創設されており（同法40条）、可及的に被害者保護が図られています。

なお、打上げ事業者は損害賠償担保措置を採らずに人工衛星等を打上げることはできないため（同法9条）、同措置は許可制と並ぶ参入障壁としても機能するものと考えられます。

第4 損害賠償債務の集中化の概要について

人工衛星等の打上げに伴ってロケット落下等損害が発生した場合、損害賠償債務を負う主体を打上げ事業者に限定し、製造物責任法の適用を排除することで（宇宙活動法36条1項及び2項）、打上げを依頼する世界中の衛星運用者や部品メーカー等の市場参画や国際競争力の強化が企図されています。

なお、被害者に対する損害を賠償した打上げ事業者が、他に損害の発生原因について責任を負うべき者に対して求償請求をすることは可能とされていますが（同法38条1項本文）、打上げの用に供された資材その他の物品又は役務の提供者に対する求償は、損害がその者らの故意によって発生した場合に限定することで、損害賠償債務の集中化の趣旨を担保しつつ、打上げ事業者との間の損害の公平な分担を図っています（同法38条1項但し書き）。

第5 おわりに

以上のように宇宙活動法によって宇宙ビジネスの環境整備がされたことで、宇宙ビジネスは、ベンチャー企業による小型衛星を搭載した小型ロケットの打上げ等が期待される等、今後さらに加速することが予測され、その動向が注目されることと思われます。

任意組合と匿名組合の税務上の取扱いの相違

公認会計士・税理士　藤本 幸彦 ・ 弁護士　宮内 望

第1 任意組合

1 任意組合契約の概要

任意組合とは、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを合意することによって成立する団体です（民法第667条）。任意組合員は、締結した任意組合契約に基づき出資金を支払います。そして、任意組合員の中の業務執行組合員は、その出資金を原資として資産を購入し、その資産の運用によって得た利益を各任意組合員に分配します。

2 税務上の取扱い概要

日本の税務上、人格のない社団等は法人とみなされ、法人税法の規定が適用されます。「人格のない社団」とは、「法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものをいう」と定義されています。ここでいう「法人でない社団」とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないもので、単なる個人の集合体でなく、団体としての組織を有して統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動を行うものとされており、任意組合や商法第535条の規定による匿名組合は、人格のない社団等には含まれないとされています。

このことから、任意組合団体自体に法人税が課税されることはなく、各組合員がそれぞれ組合事業の納税主体として、組合の損益は各組合員に帰属します。つまり、任意組合の損益は、各組合員の損益として法人税または所得税の課税の対象となります。

また、任意組合では組合員が組合財産を共有するので、税務上、任意組合契約の出資者である各組合員は組合財産たる金銭債権や不動産等の資産を共有することになります。

3 法人投資家の所得認識の時期

（1） 任意組合の利益または損失は、組合契約または民法第674条に基づき、各組合員に帰属することとなり、当該帰属額は組合員にとって益金または損金として取り扱われます。

（2） 組合事業に係る損益のうち、組合契約または民法第674条による損益分配割合に応じて利益の分配を受けるべき金額または損失の負担をすべき金額は、たとえ現実に利益の分配を受けまたは損失の負担をしていない場合であっても、その分配割合に応じてその法人組合員の各事業年度の期間に対応する組合事業に係る個々の損益を計算して当該法人の損益に算入すべきものとされています。

（3） ただし、毎年一回以上一定の時期において組合事業の損益を計算し、かつ、法人組合員への個々の損益の帰属が損益発生後1年以内である場合、帰属損益額は、組合事業の計算期

間を基として計算し、組合の計算期間の終了の日の属する各法人の事業年度の損益に算入するものとされています。

（4） したがって、組合事業の計算期間が異なる組合を複数介在させ、当初の損益取引を行った組合で発生した損益が1年を超えて法人組合員に帰属し、課税が繰り延べられる場合、原則どおり法人組合員の各事業年度に対応する帰属損益計算を行うことになります。

4 任意組合の持分の譲渡

任意組合の持分を譲渡した場合には、組合財産を譲渡したものと同様の効果になります。

第2 匿名組合

1 匿名組合契約の概要

匿名組合とは、当事者の一方が相手方の営業のために出資を行い、その営業から生ずる利益の分配を合意することによって成立する団体です（商法第535条）。匿名組合員は、締結した匿名組合契約に基づき営業者に出資金を支払います。営業者は、その出資金を原資として資産を購入し、その資産の運用によって得た利益を匿名組合員に分配します。

2 税務上の取扱い概要

（1） 日本の税務上、人格のない社団等は法人とみなされ、法人税法の規定が適用されるところ、上記任意組合の税務上の取扱い概要において述べたように、匿名組合は人格のない社団等には含まれないとされており、匿名組合自体に法人税が課されることはありません。匿名組合の損益は、匿名組合の営業者および匿名組合員の損益として法人税または所得税の課税対象となります。

（2） 匿名組合の税務上の取扱いは、法的形式だけでなく、その取引の経済的実質を考慮した上で決定されます。法律上、契約が匿名組合契約として組成されていても、税務上は、その経済的な実質を含む取引の全体的な性格を考慮した上で当該契約が税務上匿名組合契約として取り扱われるかどうかが判断されるのです。

日本の税務上、匿名組合契約として取り扱われるためには、取引が日本の法律上匿名組合契約として有効に成立しているだけでなく、営業者の行う事業に事業性が認められること、匿名組合員が出資にともない営業者の事業に関するリスクと便益をともに有していることが必要であると考えます。

また、匿名組合契約が、匿名で営業者の営む事業に対して投資をする契約であることから、匿名組合員は営業者の行う事業について、一定以上の支配統制を行うべきものではないと考えられます（出資者としての権限の範囲内で営業者の行動に一定の制限を加えることは可能です。）。

（3） 匿名組合員の所在地国との租税条約によっては、匿名組合契約に基づく利益の分配に日

本の税金が課されないケースがありますが、そのような国に新規に特別目的会社等を設立して課税を逃れる場合は、租税回避行為とみなされる可能性があります。

（4） 匿名組合について明示的に定めている法令、通達は法人税基本通達14-1-3などわずかなものに限られています。したがって、明示的に定められているもの以外の部分については、匿名組合の法的な性格を考慮して解釈することになります。

3 法人投資家の所得認識の時期

（1） 匿名組合員が法人の場合、匿名組合営業について生じた利益の額または損失の額については、現実に利益の分配を受け、または損失の負担をしていない場合であっても、匿名組合契約により匿名組合員に分配すべき利益の額または損失の額を匿名組合計算期間の末日の属する匿名組合員の事業年度の益金の額または損金の額に算入すると定められています。

したがって、実際に現金分配や追加出資をしていなくても、匿名組合契約上、法人組合員が受けるべき利益または損失の分配額を益金または損金として認識することになります。

（2） 匿名組合契約においては、匿名組合財産は匿名組合員でなく営業者に帰属します。

4 出資持分の譲渡

匿名組合に対する出資持分を譲渡した場合には、原則として譲渡益に対し個人であれば所得税、法人であれば法人税が課されます。

（参照文献：藤本幸彦・鬼頭朱実・箱田晶子（2016）「投資ストラクチャーの税務（八訂版）」税務経理協会）

個人情報保護法／改正のポイント及び問題点　弁護士　茂木 香子

第1 はじめに

本年5月30日より、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）を改正する法律（以下「本改正法」といいます。）が全面施行されました。本改正法の概要については、本メールマガジン第15号でお伝えをいたしましたが、本稿では、全面施行にあたって具体化された事項につき、そのポイントをご説明いたします。

第2 各用語の定義の整理

本改正法により新設された定義のうち、重要なものは以下のとおりです。

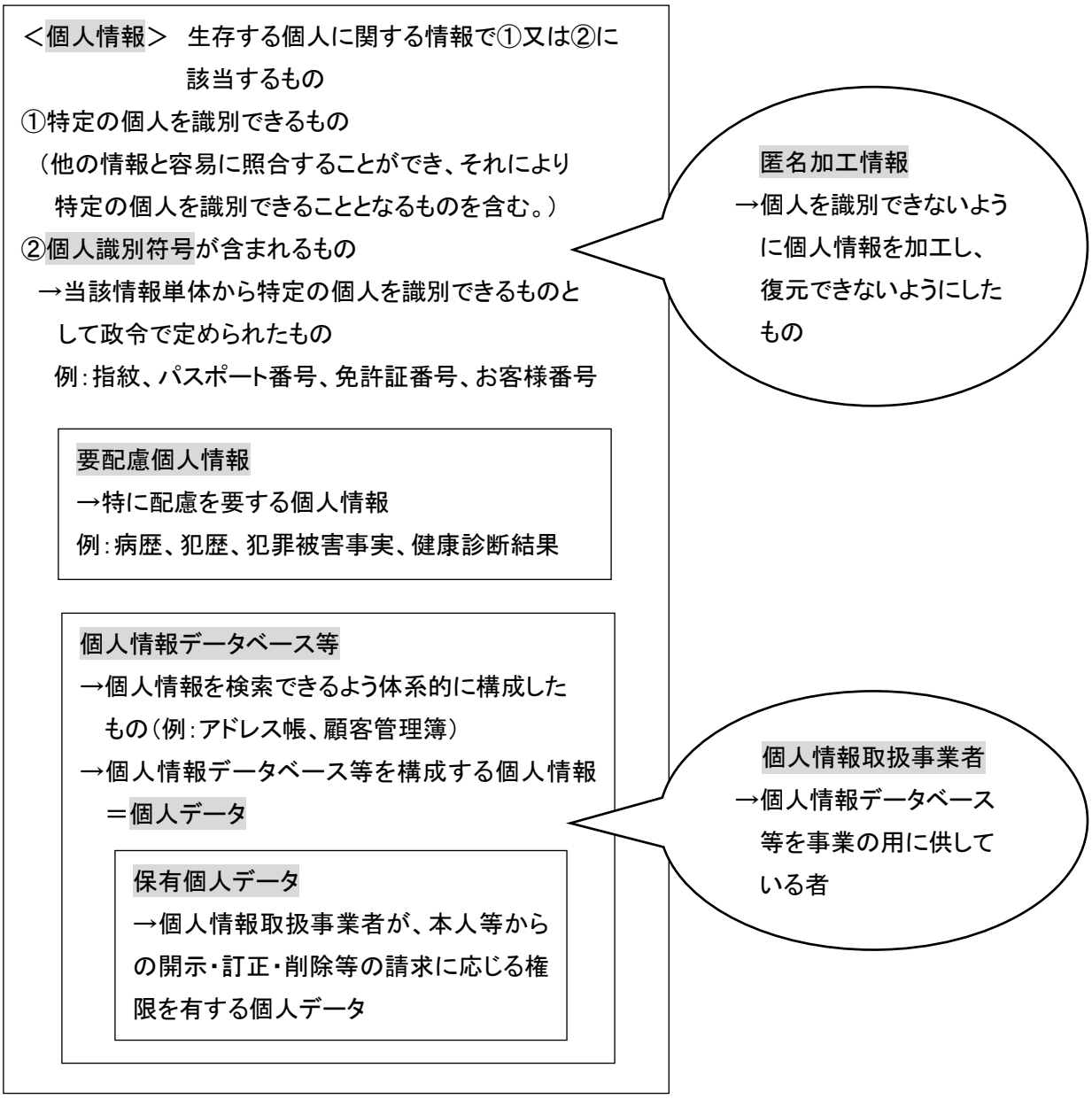

第3　個人情報保護委員会の新設と第三者への個人情報の提供

本改正法の以前は、個人情報の保護に関する監督体制は、各業界を監督する官庁によって個別に構築されていましたが、本改正法に基づき新設された個人情報保護委員会が、一括して監督をする体制に変更されました。個人情報保護委員会の役割として重要なものの一つが、個人情報の第三者提供の方法（第23条）に関する届け出の受付・公表です。

事業者が、取得した個人情報を第三者に提供するにあたっては、原則として各個人の事前の同意が必要とされておりますが（第23条第1項）、①第三者提供を利用目的とすること、②第三者

に提供される個人データの項目、③第三者への提供方法、④本人の求めに応じて提供を停止すること、⑤求めを受け付ける方法を事前に本人に通知し、または本人が容易に知りうる状態に置くとともに個人情報保護委員会に届け出たときは、本人の事前の同意がなくても第三者に提供することが可能です（第23条第2項）。なお、要配慮個人情報を提供しようとする場合や、外国にある第三者に対する個人データの提供を目的とする場合はこの手続きをとることはできません。

個人情報保護委員会への届け出は、個人情報保護委員会に対して届出書及び届出書に記載するべき事項を記録した CD-R を郵送する方法により行います。届出書の様式は、個人情報保護委員会のホームページ（https://www.ppc.go.jp/personal/legal/optout/）において指定されています。

第4 外国にある第三者への個人データの提供

個人情報を第三者に提供するにあたっては、上記第3のとおり、原則として各個人の事前の同意が必要ですが、さらに外国にある第三者に提供する場合には、下記①～③のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」が必要です（第24条）。

① 当該第三者が、日本と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として規則で定める国にある場合。

② 当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として規則で定める基準に適合する体制を整備している場合

③ 法第23条第1項各号に該当する場合（法令に基づく提供など）

なお、本稿時点で、上記①に該当する国は規則において指定されておりません。また、上記②の「必要な体制」の基準については、規則第11条に規定されておりますが、個別の事例ごとに判断されるべきとされつつ、個人情報保護法に基づき、個人情報取扱事業者が構ずるべきものとされている措置に相当する措置を、継続的に講ずることを担保することができる方法である必要があるとされています。但し、そのような「必要な体制」が整っているかの判断を個人情報保護委員会が認定等するものではありませんので、ガイドライン等にしたがって、自主的に構築する必要があります。

第5 おわりに

上記に触れたとおり、本改正法により、新しくさまざまな用語が定義され、個人情報保護法に従った個人情報保護制度の設計は複雑化しています。本改正法の施行に際し、いくつかのガイドラインが作成されておりますが、各ガイドラインも複雑かつ多岐にわたる内容となっています。例えば、全民間事業者が参照すべきものとして、①通則編、②外国にある第三者への提供編、③第三者提供時の確認・記録義務編及び④匿名加工情報編の4つのガイドラインがありますが、金融関

連分野、医療関連分野、情報通信関連分野等、さらに特別の配慮を要する業種については、別途のガイドラインが設けられています。各事業者は、自らが扱っている情報の種類について今一度整理し、必要な情報保護制度が構築できているかの見直しを迫られているといえます。

民法改正／改正のポイント、時効管理　　弁護士　椿原 直

第1 はじめに

平成29年5月26日、債権法分野の法改正を目的として、民法の一部を改正する法律（以下、「改正民法」といいます。）、及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が成立しました。

平成27年3月31日に法案が国会に提出されて以来、2年にわたって継続審議となっておりましたが、平成21年11月24日の法制審議会民法（債権関係）部会第１回会議以降の議論が結実し、ようやく法律として成立したことになります。

弊所ではこれまで改正の動向を注視してきており、法案が提出されて以降に限っても、以下のとおりニュースレターでの公表やセミナーの開催を通じて、ご紹介を差し上げてきました。

平成29年5月8日　セミナー
「債権法改正の影響とシンジケートローン契約のアップデート～検討すべき10の重要ポイントと具体的修正案～」（弁護士　藤田　剛敬）
http://www.seminar-info.jp/entry/seminars/view/1/3495

平成29年2月8日　セミナー
「民法改正に備える シ・ローン契約のアップデート　～具体的修正案と10の必須ポイント～」
（弁護士　藤田　剛敬）
http://www.kinyu.co.jp/cgi/seminar/290251.html

平成27年9月　隼あすか法律事務所ニュースレター第14号
「債務不履行・債権者代位権」
http://www.halaw.jp/pdf/HALONewsletter2015Sep16.pdf

今般、改正民法の成立に伴い、改めて注意喚起すべき事項について、簡単ではありますがまとめておきます。

第2　施行日・経過措置

改正民法附則第１条本文によると、「この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」となっております。また、改正民法は、平成29年6月2日付で公布されております。したがって、改正民法は、今後定められる政令により、平成32年6月2日までの日が施行日として定められることとなります。

次に、具体的な改正民法の施行時期は定まっておりませんが、施行日までの経過措置については、附則2条ないし36条に定めがあります。基準となる法律行為の時点や期間の満了・経過日が施行日の前後であるかどうかは、時に重要な意味を持ち得ます。したがって、現行法と改正民法で取扱いが異なる場合には、各々の条文だけでなく、附則の定めについても都度確認をする必要が生じます。

比較的分かりやすい例を挙げると、現行法７２４条は不法行為による損害賠償の請求権の消滅時効にかかる期間を３年としているのに対し、改正民法７２４条の２は、「人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第一号の規定の適用については、同号中「３年間」とあるのは、「５年間」とする。」と定めています。したがって、施行日の3から5年前の間に起算点が開始した、人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効については、改正民法施行前の時点で一旦完成するものの、改正民法施行後には完成していないようにもみえます。この点、附則35条2項は、「新法第７２４条の２の規定は、不法行為による損害賠償請求権の旧法第７２４条前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない」と定めており、現行法で消滅時効が完成する場合に、改正民法７２４条の２の適用が無いことが明らかとなっています。

第3　民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

１　概要

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律も、改正民法と同日成立し、同日公布されています。

同法は、改正民法の施行に伴い、商法ほか220の関係法律についての規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めることを目的とした法律です。

その多くは、改正民法における改正の対象となった部分の特則について、改正民法における変更点と平仄を合わせるものとなっていますが、その中でも、瑕疵担保の特則に関する商法５２６条２項の改正や、労働基準法１１５条の取扱いなどが注目されています。

２　瑕疵担保に関する商法の特則

現行の商法５２６条２項は、「前項に規定する場合において、買主は、同項の規定による検査に

より売買の目的物に瑕疵があること又はその数量に不足があることを発見したときは、直ちに売主に対してその旨の通知を発しなければ、その瑕疵又は数量の不足を理由として契約の解除又は代金減額若しくは損害賠償の請求をすることができない。売買の目的物に直ちに発見することのできない瑕疵がある場合において、買主が6箇月以内にその瑕疵を発見したときも、同様とする。」と定めています。これに対し、改正後の商法526条2項は、「前項に規定する場合において、買主は、同項の規定による検査により売買の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見したときは、直ちに売主に対してその旨の通知を発しなければ、その不適合を理由とする履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。売買の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないことを直ちに発見することができない場合において、買主が6箇月以内にその不適合を発見したときも、同様とする。」と定めています。

これは、改正民法における566条と平仄を合わせるものと考えられ、商法が適用される場面においても、契約不適合という一つの概念によって整理がなされることになります。

3 労働基準法115条の取扱い

労働基準法115条は、「この法律の規定による賃金（退職手当を除く。）、災害補償その他の請求権は2年間、この法律の規定による退職手当の請求権は5年間行わない場合においては、時効によつて消滅する。」と定めており、現行法174条1号に定める短期消滅時効（1年間）を伸長するものと考えられてきました。

改正民法によって、現行法174条1号の短期消滅時効は廃止されたため、労働基準法115条は、今までと逆に、民法における消滅時効を短縮する規定となりますが、少なくとも、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によっては、何らの手当てがなされずにいます。

これらの取扱いの際に対する評価は措くとして、改正民法が、現行法の特別法の定めをどのように変更し、あるいは変更していないかについては、一つ一つの場面において注意深く検討する必要があることは、論を俟たないところです。

マンスリーセミナー活動報告

2016/12/7　シ・ローン契約の具体的なアップデート　～民法改正の影響を考慮して～
2017/1/17　マイナス金利とシ・ローン契約　～金利規定を機能させるための５つの必須ポイント～

スピーカー：　弁護士　藤田　剛敬

まず、民法（債権法）改正ですが、改正案は2015年に国会に提出され、2016年11月から実質的な審議が開始されました。セミナーは、実質審議が始まり、かつ、近く成立が見込まれる時期に開催され、多くの方にご参加いただきました。今回の改正は実務にも多くの影響を与えると見られているため、施行前から検討しておく必要があるという実務の意識を強く感じるものでした。シンジケート・ローンという観点からは、スキーム、レンダー又はボロワーの立場の相違から改正民法をどのように検討していくべきか異なると思いますので、今後さらに改正民法の影響を検討し、実務上の要請・懸念を落とし込んでいく必要があります。

なお、セミナーにご参加いただいた方には改正の審議状況を随時配信しましたが、民法（債権法）改正案は2017年5月26日に成立し、6月2日に公布されました。

次に、マイナス金利と金利規定ですが、マイナス金利下において金利に関する当事者の意思をどのように実現するかという観点から、注意点・対応策について検討しました。金利に関する取扱いは、期中での金利計算にとどまらず、ブレークファンディングコストの算出にもかかわるところ、パターンに分けて実務上「妥当」な規定方法を模索しました。さらに、金利算出のための指標の修正・変更、代替指標に関しても、考慮すべき要素、その組み合わせを洗い出し、現在の一般的なシンジケート・ローン契約に穴がないか、どのような修正を行うべきか議論しました。契約書上の考え方と実務での取扱いを議論することができ非常に有意義なものとなりました。

2017/3/3　　相続・事業承継（相続編）　～紛争を未然に防ぐ対策・ポイント～

スピーカー：　弁護士　多田　光毅

本セミナーには、公認会計士、税理士、一級建築士の先生、保険代理人の役員や社員、企業の法務部の方々等約 20 名にご参加いただきました。

実務上の経験に基づく注意点（特に、書籍には出ていない相続紛争が実際に発生した場合におきる相続人間の様々な行動の類型、それを踏まえた遺言書作成やその時期の注意点）、最近の最高裁判例を踏まえ、注意すべき点等を解説しました。

また、審判時における相続財産の価格の評価基準や、実際にどのように価格を定めるか等の経験を解説いたしました。

ケーススタディとして、自分が家事審判官であればどのような審判をするかを実際の事例をもとに考えていただきました。

その後は、参加者同士の自由な交流の場を設定し、名刺交換や質問回答をしていただき、今後のビジネスにつなげていただくような時間を設けました。

こういったことを通じて、単に知識を得るだけではなく、参加者が自ら頭を使い、さらには参加者間の交流を深めることができ、とても有意義なものになったと思います。

今後はさらに専門的な内容等も入れてセミナーを開催したいと思っております。

2017/4/18　近時の残業規制の動きと“残業管理”の時代に向けての法的対応

スピーカー：　弁護士　木下　達彦

このセミナーの趣旨は、近時の政労使による残業規制の動きがあったことにあります。すなわち、平成29年3月13日、首相の仲介により経団連と連合が、時間外労働時間の上限設定や勤務間インターバル制度の努力義務化など、残業規制に関する合意がなされました。また、それを踏まえ、働き方改革計画案が発表されるなど、残業規制の方向性が示されておりました。

他方で、大手企業が相次いで、違法残業を理由として書類送検されるなど、長時間労働に対する労働基準監督署等の監督官庁の動きも活発になっております。

これらの流れからは、これまでの残業代請求への対応に加え、平時の「残業管理」を強化する時代に入りつつあるということができます。

本セミナーにおいて、残業規制をめぐる動きについて情報提供するとともに、そもそも「労働時間」とは何かという基本に立ち返りつつ、来るべき時間外労働の上限規制に対応して、どのように「残業管理」をするべきかをご提示いたしました。

これに対して、セミナーの参加者の皆様からは、活発なご質問が出され、残業規制に関する関心の高さがうかがえました。また、管理監督者や事業場外みなし労働時間制などの個別のテーマも関心が高く、当事務所の労働セミナーの今後のテーマの候補と考えております。

編集後記

７月に入り、急に日差しが強くなってきました。裁判所へ出かける際には、記録を抱える腕がジリジリと焼かれるのを感じます。このような夏の暑さを吹き飛ばそうと、弊所では若手弁護士らが中心となって夏季の所内イベントを企画中です。皆様も楽しみにされている予定があると思います。夏季の予定を楽しみに、この時期を乗り切りましょう。

（ニュースレター編集チーム）

配信を希望されない皆様へ

今後ニュースレターの発行を希望されない皆様におかれましては、誠にお手数ですが、件名・本文を空欄にしたまま newsletter@halaw.jp 宛へメールを送信していただけますようお願い申し上げます。

当事務所の連絡先

〒100-6004 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号霞が関ビル 4 階
電話：03-3595-7070 ／ FAX：03-3595-7105
E-mail：info@halaw.jp ／ URL：http://www.halaw.jp/

本ニュースレターは、作成時点において調査した範囲内での調査結果を基礎とした当事務所の一見解にすぎず、将来の学説、裁判例、省庁の見解の動向等により見解も変更しうるものです。また、本稿は隼あすか法律事務所に著作権が帰属しており、無断転載・使用等を禁じます。